

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
に休み、翌日
がとる日)

目 次

◇ 告 示 保 険 医 療 機 関 等 の 指 定 (保 険 課)

土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課)

県営土地改良事業計画の変更 (二件) (〃)

土地改良事業計画の変更の認可 (〃)

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市計画課)

告 示

鳥取県告示第百十四号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条の三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十三年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥医院末垣出張診療所	鳥取市伏野一〇九四一	平成十一年二月一日
米子医療画像診療所	米子市河崎五八四一四	〃
山本医院	境港市外江町西原灘三八〇四	〃
医療法人社団友愛会人 江齒科医院	八頭郡八東町大字安井宿一一〇二一一	〃
医療法人社団江原歯科医院	西伯郡中山町田中五七〇一一二	〃
有限会社あみはま薬局	鳥取市今町一丁目一〇一	〃
あかね薬局	米子市上福原四丁目八一八	〃
薬局スタッセ	米子市道笑町四丁目一三八	〃
平福調剤薬局	西伯郡中山町田中七五八一〇	〃

鳥取県告示第百十五号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第三十条第二項の規定に基づき、千代水土地改良区の定款の変更を平成十一年二月十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百十六号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業 (県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業南大山区農道整備) に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場及び溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営広域営農団地農道整備事業奥日野地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場及び日野町役場

四 異議申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（中山間地域総合整備事業東郷地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成十一年二月十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成十一年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市観音寺土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事業施行期間

変更なし

二 施行地区

変更なし

三 事務所の所在地

米子市観音寺四一九一六

四 設立認可の年月日

平成六年一月十日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

事務所の掲示場及びこの組合の施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。

七 変更認可の年月日

平成十一年二月十六日